

目次

第1章 総則

第2章 評価基準の作成

第3章 評価項目の作成

第4章 評価資料の作成

第5章 評価に係る組織の役割

第6章 評価の実施手順

第7章 雑則

附則

第1章 趣旨

この実施基準は、長崎大学における大学評価に関する規則（平成16年規則第29号。以下「大学評価規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学（以下「本学」という。）における教員の個人評価に係る評価基準、評価項目及び評価資料の作成、評価に係る組織の役割、評価の実施手順等の細部に關し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評価基準の作成

第1 部局等は、部局等の専門性を考慮して、「教育」、「学術・研究」、「組織運営」及び「社会貢献」の4領域ごとに評価項目を設定する。この評価項目の設定に当たっては、第3章に掲げる評価項目を参考にするものとする。

第2 個人評価は、領域ごとに、表1による5段階の領域評価基準を基に行い、さらに各領域評価点の合計点で5段階の総合評価を行う。ただし、総合評価に際し、教員の職種、職務の特殊性や専門性などを考慮し、学部、学科等の組織単位で各領域の評価点に表2により重みを加えることができる。この場合において、組織単位で重みを統一することが困難と認められるときは、この重みの範囲内で個人毎に定めることができる。

2 特別な理由があると各部局等の部局評価委員会が認めた者にあつては、表2にかかわらず個人毎に各領域の評価点に重みを加えることができる。

3 第1項ただし書き及び前項の場合にあつては、次の計算式により各領域の評価点に各領域の評価の重みを加味した評価点を算出し、その合計点を総合評価点とし、その点数で総合評価を行う。

計算式：各領域の評価の重みを加味した評価点＝各領域の評価点×各領域の評価の重み

（各領域の評価の重み＝4領域の合計点20点のうちその領域に配分した点数／各領域に与えられ

た基準点（５点））

表１ 領域評価基準

領域評価点	領 域 評 価
５	特に優れている
４	優れている
３	水準に達している
２	改善の余地がある
１	改善を要する

表２ 職種別各領域の重み一覧

職種 \ 領域	教育	学術・研究	組織運営	社会貢献
教 授	１．０～１．６	１．０～１．６	０．４～１．２	０．４～１．２
助教授	１．０～１．６	１．０～２．３	０．２～１．０	０．２～１．０
講 師	１．０～１．６	１．０～２．３	０．２～１．０	０．２～１．０
助 手	０．５～０．８	２．４～３．０	０．１～０．６	０．１～０．８

第３ 部局等は、その専門性を考慮して、教員の職種ごとに５年間の活動の到達基準値を設定する。この到達基準値から一定の範囲内の業績に到達した者の評価を評価点３とする。それ以外の評価点の基準は、各部局等で定めた到達基準値を基に定める。

第４ 教員の職種、職務の特殊性や専門性の設定については、当該教員の採用条件を考慮するものとする。

第５ ４領域の重みを加えた評価点の合計点で、表３による総合評価を行う。

表３ 総合評価基準

総合評価点	総合評価
１８点以上	特に優れている
１４点以上１８点未満	優れている
１０点以上１４点未満	水準に達している
６点以上１０点未満	改善の余地がある
６点未満	改善を要する

第６ 部局等で定めた評価項目、評価の重み、評価の基準とする到達基準値及び評価点の基準は、あらかじめ学長に報告するものとする。

第３章 評価項目の作成

部局等は、次に掲げる領域別の評価項目を参考にして評価項目を作成し、幅広く総合的に評価する。
この場合において、これらの参考とする評価項目については、部局等の専門性を考慮して、追加又は削減することができる。

第1 教育活動の領域

教育は、教員の基本的な責務である。この意味から、教育活動は、教育担当の実績、教育の質、学生による授業評価などを基に評価する。

1 教育担当の実績

- (1) 全学教育の担当の有無
- (2) 専門教育の担当の有無
- (3) 大学院教育の担当の有無
- (4) 授業の実施状況、休講とその措置の状況
- (5) 修士及び博士論文の指導状況
- (6) 留学生の受入れ状況
- (7) 国外からの研修生等の受入れ状況
- (8) その他本学及び部局等が必要に応じて設定する項目

2 教育の質

教育の質は、教育内容、教育内容に対する精通度、新しい教育方法の採用度などを評価する。

- (1) 教育方法の妥当性
- (2) 授業計画(シラバス)の妥当性
- (3) 記述、口述、視覚表現の妥当性
- (4) 学生との人間関係への配慮の有無
- (5) 双方向的授業の実施状況
- (6) 自己表現教育の実施状況
- (7) 思考及び問題解決能力の育成への配慮の有無
- (8) 専門家能力の育成への配慮の有無
- (9) 教育到達度を評価するための成績評価法の妥当性
- (10) 成績評価の学生へのフィードバックの有無
- (11) 教育方法の改善に対する取組の有無
- (12) その他本学及び部局等が必要に応じて設定する項目

3 学生による授業評価

学生の知識や技術の習得は、自ら進んで学ぼうとすることによって促進され、学習を通じて専門家として自立する自覚が生まれる。したがって、教員は、自己が行う授業に対し学生が良い印象を持ち、その学習意欲を高めるような授業を行うことに努める必要がある。

また、教員の授業の最終的な評価は、その教育によって学生が学習の目標にどの程度まで到達した

かによって測られるものであることに配慮し、自己の授業に対する評価を学生に求め、その評価を十分に尊重し、教育評価の資料の一部に加えるとともに自己の教育方法の改善に役立てるように配慮する。

第2 学術・研究の領域

学術・研究活動は、教員自身の教育や専門家としての活動に大いに役立つものであり、大学教員にとって教育活動とともに重要な使命である。学術・研究活動は、これまでに人類が得た知識について資料の収集、体系化及び伝承を行う学術活動、研究を通して新しい知識を創造する活動等について評価する。

1 学術活動

- (1) 教科書の編纂
- (2) 専門書籍の編纂
- (3) 学術調査報告
- (4) 症例報告
- (5) 専門技術の解説
- (6) 教材開発
- (7) 教育マニュアルの作成
- (8) 芸術活動
- (9) 演奏活動
- (10) 市場調査
- (11) 教育法の開発
- (12) 国際学術交流
- (13) その他本学及び部局等が必要に応じて設定する項目

2 研究活動

研究活動は、科学的な手法により研究を行うことによって新しい知識を創造する活動である。研究活動には、基礎研究、応用研究、臨床的研究などが含まれる。

- (1) 審査制を備えた国際学術雑誌への公表
- (2) 審査制を備えた国内学術雑誌への公表
- (3) 審査制を備えない国際学術雑誌への公表
- (4) 審査制を備えない国内学術雑誌への公表
- (5) 学術専門書の出版(著書)による公表
- (6) 学内紀要への公表
- (7) 総説等への公表
- (8) 審査を経て決定される研究費の獲得
- (9) 種々の研究費の獲得

- (10) 他の大学，研究機関や専門領域の学会などから招聘されて行った教員の専門領域に関する講演
- (11) 国際研究交流
- (12) 学術賞の受賞
- (13) 特許，実用新案等
- (14) その他本学及び部局等が必要に応じて設定する項目

3 医療活動

医療活動のうち，大学病院などで教員が本来の職務として教育・研究活動を伴って行う医療活動は，学術・研究領域に区分し，評価する。

第3 組織運営の領域

教員は，本学を維持し発展させるために必要な組織運営に係る業務を，その職に応じて果たす必要がある。

- (1) 本学及び部局等の運営に係る委員会活動
- (2) 大学教育におけるカリキュラム作成とその実施に係る活動
- (3) 学生確保に係るリクルート活動
- (4) 教員の再教育に係る活動
- (5) 学生の生活指導等に係る活動
- (6) 学生の就職に係る活動
- (7) 本学あるいは部局等が一般市民に対して実施する生涯学習等に係る活動
- (8) その他本学及び部局等が必要に応じて設定する項目

第4 社会貢献の領域

教員は，自己の専門家としての資質の向上に努め，それをもって社会に貢献することに努める必要がある。本学は，専門家として又は本学教員としての立場で行う種々の社会貢献活動の実績を評価する。

- (1) 学会などにおける委員としての活動
- (2) 学会におけるシンポジウムや専門分野分科会における座長
- (3) 学術雑誌の編集員及び審査員としての活動
- (4) 文化の伝承，発展及び創造活動への寄与
- (5) 一般市民の生涯学習等への寄与
- (6) 国や地方自治体等における審議会・委員会委員としての活動
- (7) 地域医療への貢献
- (8) 新技術の創出など新産業基盤の構築への寄与
- (9) 技術移転・相談
- (10) 国際交流への貢献
- (11) その他本学及び部局等が必要に応じて設定する項目

第4章 評価資料の作成

教員は、第3章に規定する各評価項目について客観的な評価が可能となるように個人評価資料を作成するものとする。その個人評価資料には、第2章第2により部局等の組織単位で定めた評価の重みにかかわらず、教員個人が評価対象となる期間においてどの領域に重点をおき活動したかを記載するものとする。

第5章 評価に係る組織の役割

個人評価に係る組織の役割は、次に掲げるとおりとする。

1 教員(被評価者)

- (1) 過去5年間の個人評価資料の作成及び部局長等への提出
- (2) 個人評価の結果に基づいた次年度以降の活動計画の策定と実行

2 部局長等

- (1) 専門領域を考慮して部局等に部局評価委員会を設置
- (2) 個人評価結果の検討と被評価者に対する個人評価結果の通知
- (3) 必要に応じた被評価者からの意見聴取
- (4) 個人評価報告書を学長へ提出
- (5) 大学評価規則第16条(評価結果の利用)及び第17条(評価結果の公表)に定めた事項の実施

3 部局評価委員会

- (1) 被評価者から提出された資料に基づく個人評価の実施
- (2) 部局評価委員会の意見を付した個人評価報告書の作成と部局長等への提出

4 長崎大学大学評価委員会

- (1) 全学的視野に立って、部局等で定めた個人評価の評価基準、評価項目等の調整及び部局等による評価の不均衡の調整
- (2) 学長が必要と判断した被評価者の再評価の実施
- (3) 長崎大学大学評価委員会の意見を付した再評価報告書の作成と学長へ提出

5 学長

- (1) 長崎大学大学評価委員会の設置
- (2) 学部長等から提出された個人評価報告書の検討
- (3) 長崎大学大学評価委員会へ再評価の依頼
- (4) 長崎大学大学評価委員会から提出された再評価報告の検討
- (5) 必要に応じた被評価者からの意見聴取
- (6) 個人評価の総括と被評価者及び部局長等への結果の通知
- (7) 大学評価規則第16条(評価結果の利用)及び第17条(評価結果の公表)に定めた事項の実施

第6章 評価の実施手順

個人評価は、次の手順で実施する。

- 1 本学による個人評価は、5年ごとに行う。
- 2 本学のすべての教員は、個人評価のための資料を作成するために、個人評価を実施しない年度にあっても毎年1月から12月末日までの諸活動の業績とその業績に対する自己解析結果をまとめる。この年間業績については、学部、学科等の単位でまとめて適当な方法で公表することに努めるものとする。
- 3 個人評価実施年に、教員は、個人評価実施年から遡って過去5年間の活動状況を基に個人評価資料を作成し、3月末日までに部局長等へ提出する。
- 4 部局長等は、部局評価委員会を組織し、個人評価を依頼する。
- 5 部局評価委員会は、提出された個人評価資料を基に6月末日までに評価を行い、その結果を部局長等へ報告する。
- 6 部局長等は、部局評価委員会から個人評価の結果を受け取ってから4週間以内に、その結果に対する所見を付して被評価者へ通知する。
- 7 部局長等は、被評価者から評価の結果に対する意見の申出があったとき又は被評価者から意見を聴取する必要があると認めたときは、前項により被評価者へ通知を行った日から2週間以内に意見を聴取する。
- 8 部局長等は、個人評価報告書を第6項により通知を行った日から4週間以内に学長へ報告する。この場合において、前項により意見を聴取したときは、その結果に対する所見を付すものとする。
- 9 部局長等から報告を受けた学長は、必要と判断したときには、部局長等を通じて該当する被評価者に個人評価資料の再提出を求め、資料を受け取ってから4週間以内に長崎大学大学評価委員会にその再評価を依頼する。
- 10 長崎大学大学評価委員会は、再評価の依頼を受けてから4週間以内に再評価を行い、その結果に対する所見を付して学長へ報告する。
- 11 再評価の結果について報告を受けた学長は、その結果を十分に検討し4週間以内に、意見を付して被評価者及び被評価者が所属する部局長等に通知する。
- 12 学長は、被評価者から再評価の結果に対する意見の申出があったとき又は被評価者から意見を聴取する必要があると認めたときは、前項により被評価者へ通知を行った日から2週間以内に意見を聴取する。
- 13 学長は、個人評価の結果を全学的見地から総合的に分析し、その結果を公表するとともに、評価結果に基づいて部局等に対して適切な措置・指導助言を行う。
- 14 部局長等は、個人評価の結果を部局等の見地から総合的に分析し、その結果を公表するとともに、評価結果に基づいて教員に対して適切な措置・指導助言を行う。
- 15 被評価者は、評価結果を考慮して次期(5年間)の活動計画を作成する。

第7章 雑則

個人評価の実施に必要な書面、資料等の様式については、学長が別に定める。

附 則

この実施基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。